

報道関係者各位

令和4年2月14日（月）
三重労働局 津公共職業安定所
所長 仲 誠
求人企画部門
統括職業指導官 山崎 浩一
雇用指導官 中川 彰子
（電話）059-228-9161
部門コード 31#

障害者雇用に取り組む優良な中小事業主を認定 ～ タカノ商事株式会社 ～

三重労働局（局長 西田和史）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定企業として、津管内で第6番目となる **タカノ商事株式会社** を認定しました。



「もにす認定」制度

厚生労働省は、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設、雇用の安定に関する取組の状況などが一定以上の優良な企業を認定しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに認定マークを表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、三重労働局ホームページへの掲載、ハローワーク窓口での周知など、広く周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

受賞事業主への通知書交付式は以下のとおり行います。

認定通知書交付式

- 日 時：令和4年2月24日（木） 10:00から
- 場 所：三重労働局3階 局長室
- 認定企業：タカノ商事株式会社
(津市丸之内24番16号)

※取材にお越しいただく際は、上記あてご一報いただくと幸いです。